## Q. なぜ重加算税を課されたらダメなのですか?

税務調査において重要なのは「駆け引き=交渉」です。何も税務署とモメることがいいわけではありません。税務調査が長引くのは誰でも嫌ですし、モメて得することがないのもまた事実ですから。

しかし、税務調査において譲れないポイントがあるとすれば、それは重加算税です。な ぜなら、重加算税には3つの大きなデメリットがあるからです。

## ①35%の重加算税

税務調査の結果として誤りが見つかり、修正申告になったとすれば、通常10%の加算税が課されます。これを過少申告加算税といいます。つまり、誤っていたのだから、罰則的な10%を追加的に払わなければならない、というわけです。

しかし、**重加算税となると、10%ではなく「35%」の税率に上がります。**つまり、 **重加算税だと追徴税額が25%増しになるのです。** 

## ②延滞税

ここは気付いていない人が多いのですが、重加算税になると実は延滞税が一気に高くなります。

延滞税は税金の納付が遅れたという意味合いで、利子と同じ効力をもつものなのですが、 実際は計算上1年分のみ課される(特例)ことになっています。

しかし、重加算税の場合はこの特例計算ができないため、延滞税が非常に高くなるのです。

## ③以後の税務調査に影響する

支払う追徴税額は①②を合わせた分だけ多くなるのですが、さらに、**重加算税を課されると、それ以降税務調査に入られやすくなります。** 

これは税務署が、過去に重加算税を課した会社や個人事業主をマークしているからに他なりません。

重加算税を課されたということは、過去に税金を「わざと誤魔化していた」という事実 の認定なのですから、当然といえば当然の顛末かもしれません。

税務調査が早く終わるからといって、安易に重加算税を受け入れるべきではない理由が おわかりいただけたかと思います。

このようなデメリットをきちんと知ったうえで、税務調査に臨む必要があるというわけです。